

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：23803

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2015

課題番号：24653121

研究課題名(和文) 司法通訳人の負担軽減のための学際的研究 - 就労環境整備と日本語運用技術の改善 -

研究課題名(英文) Interdisciplinary Study to Mitigate the Burden on Judicial Interpreters: Improving the Working Conditions and the Ways of Japanese Language Usage for Smooth Translation

研究代表者

水野 かほる (MIZUNO, KAORU)

静岡県立大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：90262922

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、司法通訳人の就労実態と法廷での日本語運用についての量的調査を実施し、裁判員制度導入後、通訳人の負担は増しており、物理的負担だけではなく重い責任と心理的負担を負わされていることを明らかにした。本調査及び法廷通訳人に対するインタビュー調査、通訳の検証実験、研究分担者の専門分野からの考察等成果をまとめて図書として出版した。内容は以下の通りである。1) 法廷通訳と法廷通訳人についての実態及び言語別の通訳の状況を説明。2) 法廷通訳人の実態と言語能力・心理状態・制度運用等の諸問題について指摘。3) 法廷通訳における言語上の課題。4) 国際法の視点と欧米の事例から法廷通訳について考察。

研究成果の概要(英文)：We have conducted quantitative surveys on both working conditions of judicial interpreters as well as the ways of Japanese language usage in interpretation in courts. The survey results revealed that court interpreters are feeling heavier burdens both physically and mentally since the introduction of trials by lay judges due to the prolonged trial hours. The products of this study includes the publication of a book which contains quantitative (survey) and qualitative (interview) data on court interpreters, as well as the results of experiments in interpretation and analysis on the current situation of court interpreters based on various disciplines by collaborating researchers. Specifically, the book focuses on 1) current situation of court interpreters of foreign languages frequently used in Japanese courts; 2) issues of working conditions, language ability, psychological conditions, management of court interpreters; 3) issues of language usage in court translation, etc.

研究分野：日本語教育、社会言語学

キーワード：法廷通訳 司法通訳 法廷通訳人 裁判員裁判

1. 研究開始当初の背景

在日外国人の増加に伴い、日本語の理解が不十分な外国人が訴訟手続に関わる場面が増加した。平成 21 年の要通訳事件は 4,035 人、76 か国、38 言語であった(最高裁判所『ごぞんじですか法廷通訳』(2011 年))。ここで重要な役割を担うのが司法通訳人であるが、要通訳事件数に比して司法通訳人の数は常時足りない状況にあり、その背景には司法通訳人の負担が重いことが要因として考えられる。しかし、公的な体系的な教育制度は存在せず、誤訳や訳し漏れを防ぐための制度的担保も十分ではない。また、裁判員裁判制度の開始により、とりわけ法廷通訳人はこれまで以上に重い負担を負わされている。

しかしながらこれまで、司法通訳人の就労環境には余り注目がなされず、先行研究は僅かに留まる。また、司法通訳人の拡充が一朝一夕には困難である以上、現状の中で適正な司法手続を維持するためには法曹側の方策を考える必要があるが、この観点に基づく体系的な研究は管見する限り見当たらない。

2. 研究の目的

本研究では、司法通訳人の育成と確保が困難な原因は司法通訳人の負担の過重にあるとの仮説に基づき、司法通訳人の就労環境及び司法通訳人の的確な通訳を可能にする司法手続の進行方法と日本語の運用技術について、学際的なアプローチによる検討と分析を行う。具体的には以下の 4 点を明らかにすることを旨とした。

司法通訳人の就労実態。

司法通訳の必要性の高い諸国家における司法通訳者の就労実態と運用。

適格な司法通訳人を確保し難い少数言語の司法通訳人の就労実態と運用。

司法通訳人が的確に通訳しやすい司法手続の進行方法と日本語の運用技術。

以上の研究を通じて得られた知見を総括し、司法通訳制度の運用に関する具体的かつ実践的な提言を導くことを目的とした。

3. 研究の方法

上記目的を達成するために、次の方法での研究を計画した。

司法通訳人の就労実態に関する量的・質的調査。

司法通訳人の就労環境と運用に関する国際比較研究(文献調査・現地調査)。

少数言語の通訳人の就労実態と運用に関する事例研究(文献調査・インタビュー)。

通訳しやすい日本語の運用技術に関する研究(文献調査・インタビュー・検証実験)。

4. 研究成果

(1)法廷通訳人に対する量的調査実施

法廷通訳人が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要かを明らかにし、その改善に向けた提案を

することを目的として、2012 年 12 月～2013 年 1 月にインターネットを利用した量的調査を実施し 101 人から回答を得た。調査結果から、回答者は日本国内外で語学を習得した高学歴の 40 代の女性が多く、高学歴の語学の専門家集団であることが明らかになった。法廷通訳人を志した動機としては、「能力を生かしたい、社会貢献をしたい」という意見が最も多く、また、法廷通訳をやりがいがある仕事と感じながらも、通訳翻訳業務の過程で大きな疲労や心理的負担を感じていることや通訳報酬への不満、法曹三者の発言のどこに訳しにくさを感じるか等が明らかになった。

(2)司法通訳に関する実態把握

司法通訳、法廷通訳の実態と課題を理解するために、要通訳事件の裁判傍聴、法廷通訳人と司法通訳の研究者が参加する研究会の実施、司法通訳に関する文献調査等を広く行った。そして、現在の我が国の法廷通訳の実態の把握と共に海外の司法通訳の制度とその運用状況についての知見を深めることに努めた。また、(1)で述べたアンケート調査を踏まえ、法廷における日本語の運用技術に焦点をあてた法廷通訳人のグループ・インタビュー調査を実施し、法廷における日本語の言語行動の特徴を把握することに努めた。

(3)法廷における日本語の運用技術について

法廷通訳人の負担を軽減しつつ的確な通訳を導く手続の進行方法や殊に法廷通訳人を使う側(法曹三者・裁判員ら)の日本語の運用方法についての検討が必要であった。量的調査の結果、法廷においてしばしば用いられるが分かりにくいという回答が多く通訳人の負担を高めていると考えられる否定疑問文と否定のくり返し表現を取り上げ、通訳人の負担が少なく的確な通訳を実現するために必要な言語上の特徴について、通訳言語別(中国語、韓国朝鮮語など)、通訳人が母語話者かどうか等についての検証実験を実施し分析を行った。その結果、同じ否定表現、その応答、二重否定表現と言っても、その形式、通訳言語、通訳者が母語話者であるか否か、発話文に含まれる語彙や発話の状況によって通訳の困難さや困難点は異なることが分かり、法廷通訳の現場においては、関係者は「異言語に訳される」ことについての自覚と認識を持って臨むべきであることが明らかになった。

(4)諸国家における司法通訳人の就労実態と運用についての研究

研究会等において諸国家の司法通訳制度や通訳人の運用実態についての研究発表等を行い(スペイン、ドイツ、米国等)、また海外の研究論文の翻訳や海外の司法通訳人の研究報告の紹介を行った(スペイン、米国)。

(5)これまでの研究成果をまとめて出版した。
法廷通訳人に対する量的調査とインタビュー調査、及び研究分担者等の研究成果をまとめて出版した(水野かほる・津田守編著『裁判員裁判時代の法廷通訳人』大阪大学出版会：日本学術振興会、平成27年度科研費研究成果公開促進費、課題番号15HP5228による)。内容は、以下の4部で構成されている。

概説：日本における法廷通訳翻訳の制度上及び運営面での実状を法廷通訳人の視点から記述。また裁判員裁判対象の要通訳事件における外国語の使用状況から把握する特徴について記述した。

法廷通訳人の声：法廷通訳翻訳の経験者101人から回答を得た数量調査をもとに、裁判員裁判導入後負担が重くなったと感じる通訳人が増加したこと、及び法廷内で使用される日本語が訳しにくいと感じる通訳人が多いこと等を指摘した。

法廷通訳翻訳実務上の諸問題：法廷で使用頻度が最も高い中国語は、地域や民族等によって北京語を基準とする普通話とは異なる様々な特徴を持っている。また、法廷において英語は、被告人の第一言語の通訳人が見つからない場合の代替言語や共通語として使用される。

海外における法廷通訳翻訳：スペインにおけるリーガル通訳翻訳の現状、また司法通訳翻訳と公認通訳翻訳の違いについて、さらにスペインの警察・司法通訳人の雇用条件や入札書類の検討を通じてその特徴について紹介した。また、米国の法廷通訳人資格認定制度と実態について紹介した。さらに、「市民的及政治的権利に関する国際規約」の下で、日本を含む当事国はどのような措置をとれば通訳の援助を受ける権利を確保したことになるのか、条約上の義務の外延を分析した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

高畑幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香、「法廷通訳の仕事に関する実態調査」、『国際関係・比較文化研究』、査読無、12巻1号、2013年、177-189

水野かほる、「法廷通訳人が法曹三者の発言に感じる訳しやすさ・訳しにくさ」、『Ars Linguistica(Linguistic Studies of Shizuoka)』、査読有、20、2013年、73-89

水野かほる、「近年の司法通訳をめぐる状況と課題」、『国際関係・比較文化研究』、査読無、11巻1号、2012年、21-36

〔学会等発表〕(計5件)

水野かほる、「通訳における訳出上の課題について 否定疑問文を対象として」、『言

語と人間』研究会(HLC)第41回春期セミナー、2016年3月26日、立教大学池袋キャンパス

水野かほる、「日本語否定疑問文の通訳における課題の考察」、『日本通訳翻訳学会、2014年9月13日、愛知学院大学

津田守、「本邦における司法通訳翻訳の現状と課題 捜査・法廷通訳人の経験と視点」、『法務省法務研究所新任検事研修プログラム(招待講演)』2014年3月27日、東京

水野かほる、「法廷通訳人が法曹三者の発言に感じる訳しやすさ・訳しにくさ」、『日本通訳翻訳学会、2013年9月7日、神田外語大学

森直香、「スペインにおける司法通訳の問題点：参考文献の検討を通して」、『静岡県立大学法廷通訳研究会、2013年8月3日、静岡県立大学

〔図書〕(計1件)

水野かほる・津田守編著、大阪大学出版会、『裁判員裁判時代の法廷通訳人』、2016年、320頁

〔その他〕

高畑幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香、静岡県立大学法廷通訳研究会、『2012法廷通訳の仕事に関する調査報告書』、2013年

新聞・雑誌掲載

法廷通訳人に対するアンケート調査について報告し、裁判員裁判導入後に通訳人の負担が増えたことを記述。

・日本経済新聞、全国版、2013年8月16日(夕刊)

・秋田魁新報、地方版、2013年8月5日

・通訳・翻訳ジャーナル、2013年7月1日

・静岡新聞、地方版、2013年11月22日

6. 研究組織

(1)研究代表者

水野 かほる (MIZUNO, Kaoru)

静岡県立大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：90262922

(2)研究分担者

高畑 幸 (TAKAHATA, Sachi)

静岡県立大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：50382007

森 直香 (MORI, Naoka)

静岡県立大学・国際関係学部・講師

研究者番号：60611829

坂巻 静佳 (SAKAMAKI, Shizuka)
静岡県立大学・国際関係学部・講師
研究者番号：10571028

津田 守 (TSUDA, Mamoru)
名古屋外国語大学・現代国際学部・教授
研究者番号：50163811